

自立支援のためのサービス

◆食の自立支援

内 容	在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、高齢者の「食の自立（食生活の改善と健康増進）」の観点から、配食及び見守りサービスを行っています。糖尿病等の治療食にも対応できますので、ご相談ください。
対 象	65歳以上の市内在住者で、次の①～③のすべてに該当する人 ①ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯など ②市町村民税所得割非課税世帯（同居する全ての者） ③自立支援の観点から、このサービスを利用することが適切であると判断される人
配 食 日	週1日から利用できます。
利用者負担	1食300円程度（昼食又は夕食の弁当を市が400円補助します）

◆高齢者等補聴器購入助成

内 容	加齢による聴力の低下で周囲とのコミュニケーションに不安を感じる高齢者等が補聴器を購入する費用の一部を助成します。
対 象	60歳以上の市内在住者で、次の①～④のすべてに該当する人 ① 聴覚に係る身体障害者手帳を持っていない人 ② 両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、耳鼻咽喉科医師から補聴器の装用が必要と診断された人 ③ 世帯員全員の市町村民税所得割額が3万円以下であること ④ 世帯員全員が市町村民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していないこと
助 成 額	補聴器の購入費用の3分の1（市町村民税非課税世帯の場合は2分の1）以内の額で、上限額3万円

自立支援のためのサービス

◆住宅改良アドバイザーの派遣

内 容	居室などへの手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を検討している人へ、市に登録されている住宅改良アドバイザーを派遣して適切な住宅改修のための指導や助言を行います。
対 象	65歳以上の高齢者、介護認定のある方、身体障害者等、介護・介護予防を目的とした住宅改修を検討している人
利 用 料	無料

◆寝たきり高齢者等の住宅改修に対する補助

内 容	在宅で寝たきり高齢者等を介護するため、居室や浴室などを改修する場合、その工事費用の一部を補助します。
対 象	要介護認定を受けている寝たきり高齢者等を在宅で介護している家庭で、世帯の所得税額合計が8万円以下の人
補助対象額	工事費用の上限額70万円（1割は自己負担）

◆自立支援のための住宅改修に対する補助

内 容	要介護認定で非該当（自立）と判定された高齢者で、介護予防のために、居室などへの手すりの取り付けや段差解消などの改修をする場合、工事費用の一部を補助します。
対 象	要介護認定で非該当（自立）となった人で、世帯の所得税額合計が8万円以下の人
補助対象額	工事費用の上限額10万円（1割は自己負担）